

## 第二期長野市農業振興アクションプラン(案)に対する市民意見等の募集(パブリックコメント)の実施について

### ○ 農業振興アクションプランの策定

- 長野市農業振興条例第10条に基づき、策定する

第10条 市長は、前条に規定する基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、農業及び農村の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、振興計画を定めるに当たっては、農業者、農業団体、事業者及び市民の意見を反映するよう努めるとともに、長野市農業振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、振興計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

- 第二期農業振興アクションプラン

条例に規定する基本理念の下、農業を取り巻く情勢の変化や市の新たな取り組みを踏まえ、令和4年度以降の向こう5年間の計画を策定する。

## ➤ 将来像 「三実一体で実現する力強い長野市農業」

## ➤ 施策展開の方向性と重点施策

- ・ 農業就業人口の減少、平均年齢の上昇
- ・ 後継者不足及び高齢化の進展
- ・ 耕作放棄地の発生抑制と解消が課題 など

背景

- ・ 農業者や新たな就農者が、生き生きと輝き、夢と誇りの持てる農業を実現します。
- ・ 販売農家のみならず自給的農家や兼業農家、農業に参入する企業、農福連携など、多様な担い手により将来にわたり継続できる農業を実現します。
- ・ 地域農業の中で中心経営体を育成し、農地を集積・集約するという国の農業政策を踏まえつつ、主力である果樹生産を中心に本市農業の実態に沿った施策を展開します。

方向性

- ・ 国内市場の縮小、情報通信技術の進展、大規模経営の展開
- ・ ライフスタイルの多様化、食品の安全・安心意識と田園回帰志向の高まり
- ・ 伝統的な食文化の継承、農家民泊や農業体験などの活動 など

- ・ 中山間地域をはじめ地形や気候など地域の特長を活かした消費者に魅力的な農産物の生産により農業者と市民の暮らしを支える農業を振興します。
- ・ 確立されたブランドや伝統を活かしつつ、観光や商工業など他産業と連携し、既存の農業生産基盤を活用した企業的発想に基づく農業経営を実現します。
- ・ 農村の景観や文化を継承し「農」のある暮らしの豊かさを感じつつ、多様な担い手により時代の変化に対応し災害に耐えられる「産業としての農業」の持続的発展を目指します。

重点施策

多様な担い手づくりと農地の有効利用の推進

地域の特性を活かした生産振興と販売力強化の促進

## ➤ 指標

重点施策	指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
多様な担い手づくりと農地の有効利用の推進	① 地域の中心経営体（経営体）	629 経営体	671 経営体
	〔説明〕 各年度末時点で人・農地プランに掲載されている経営体の数		
	② 農地の利用権設定面積（ha）	785.8 ha	965.8 ha
	〔説明〕 農業委員会事務局農地情報公開システム登録面積		
地域の特性を活かした生産振興と販売力強化の促進	③ 果樹の新品種・新技術導入による栽培面積（ha）	120.5 ha	180.5 ha
	〔説明〕 りんご新わい化、ぶどう新品種の栽培面積推計値		
	④ 計画期間の市農業生産額の累積（億円）	—	1,020億円
	〔説明〕市全体の農業生産額の令和4年産から8年産まで（5年間）の累積 ※参考：H28年産～R2年産の5年間では991.8億円		

## ➤ 指標の変更

①は「新規就農者数」から、④は「果樹農業生産額」から変更  
→ いずれも本市農業の全体を示す数値とするため。

## ➤ 具体的な取組（アクションプラン）

2つの重点施策の下、40の小項目を実施（詳細は、次ページをご覧ください。）

## ➤ 実施状況の評価

実施状況は、毎年度評価し、市議会に報告するとともに、市民へ公表

重点施策	大項目	中項目	No.	小項目（個別事業シート）
施策1 多様な担い手 農づくりのりと有効利用の推進	①農業の多様な担い手の確保と育成	ア 中心的な担い手となる農業者の育成	1	認定農業者
			2	農業者の組織化
			3	農作業支援
			4	新規就農者
		イ 新たな担い手の確保	5	農業研修センター
			6	企業の農業参入
			7	農業協同組合
			8	青年農業者及び女性農業者の活動支援
	②農地の有効利用と農業生産基盤の整備	ア 優良農地の確保と農地の有効利用	9	優良農地の確保
			10	耕作放棄地対策
			11	農地流動化対策
		イ 農業生産基盤の整備と維持管理	12	農業生産基盤整備
			13	湛水防除（農業用排水機場の整備）
			14	農地・水路等の適切な保全管理
施策2 地域の特性を活かした生産振興と販売力強化の促進	③地域の特性を活かした生産振興	ア 主要農畜産物の生産振興	15	果樹振興（りんご）
			16	果樹振興（もも）
			17	果樹振興（ぶどう）
			18	野菜振興
			19	花き振興
			20	きのこ振興
			21	水稻振興
		イ 中山間地域の生産振興	22	地域奨励作物
			23	畜産振興（牛・豚など）
			24	めん羊振興（サフォーク）
			25	中山間地域の農地維持
			26	中山間地域の生産振興
			27	環境にやさしい農業の推進
			28	農業生産工程管理
	ウ 安全・安心な農産物づくり	29	災害対策	
		30	令和元年東日本台風災害からの復旧・復興 野生鳥獣被害防除対策	
	④農産物の販売力強化と他産業との連携	ア 販路の拡大	31	農業協同組合による販売活動
			32	農家の直接販売
			33	ジビエの活用
		イ 付加価値の向上	34	6次産業化、農商工連携
			35	スマート農業
			36	農福連携 <b>New</b>
⑤農業・農村に対する理解の促進	ア 地産地消	37	地産地消の推進	
		38	農業体験交流	
	イ 都市と農村の交流	39	小中学生農家民泊誘致	
		40	市民農園（市民菜園）	

\* 色塗りの項目は、新規または組換えの取組（新規2、組換え6）

## ○ 市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施

### ➤ 募集期間

令和3年11月1日（月）から11月30日（火）まで（30日間）

### ➤ 募集方法

広報ながの11月号に記事掲載

市ホームページに掲載

窓口における閲覧（農業政策課、支所、行政資料コーナー）

## ○ これまでの経過及び今後のスケジュール（案）

R3年2月	農業振興審議会 諮問	済
7月	農業振興審議会 素々案	済
8月	農業振興審議会 素案	済
～10月	部長会議・政策説明会	
11月	パブリックコメントの実施	
R4年1月	農業振興審議会 答申	
～3月	部長会議・政策説明会	
4月	第二期農業振興アクションプランの開始	